

ダム工事のリスク分担について

正会員 株式会社間組 ○高橋 博^{*1}
佐藤工業株式会社 館 真人^{*2}

ダム工事でのより一層のコスト縮減を追求するための検討の一環として、民の立場から契約図書、特に特記仕様書等のリスク負担の分析を行った。まず現在の契約約款、特記仕様書、現場説明事項の各条項について考えられるリスクを洗い出し、各段階ごとにリスクの内容を検討して整理した。また各条項ごとにリスク評価を行い、発注者と受注者双方のリスク分担について検討した。その結果発注者と受注者のリスク分担の比率はほぼ50:50になっていること、双方にとってリスクの大きい項目は、契約書では条件変更、工事の中止であり、特記仕様者では骨材、コンクリートの打ち込みなどであることが分かった。

【キーワード】契約図書、リスク評価、契約制度

1. はじめに

コストダウンは現在の我々ダム技術者に与えられた最大の課題である。政府は公共工事のコスト縮減に取り組んできたが、平成12年9月の新行動指針では、さらにこれまで進めてきた直接的な工事コストの低減だけでなく、ライフサイクルコストの低減を加え、総合的なコスト縮減を目指している。

これらをふまえて（財）日本ダム協会施工技術研究会第3部会では平成11年度よりコスト縮減に関する事項として、夏季におけるコンクリート打設規制の問題や、工期・工程の設定に関する問題点について検討を進めてきた。

しかし、現在の請負体制の制約の中でのコスト縮減には限界があり、さらにコスト縮減を追求できるダム工事の執行体制について検討することが必要と思われる。

その1つとして契約図書、特に特記仕様書の工期・工程に関わる事項の発注者、受注者双方のリスク負担と責任区分の分析がある。発注者、受注者双方のリスクと責任を明確にすることにより、施工法・施工設備など施工者の工期短縮努力のための技術的選択の自由度を拡大することが出来れば、結果的に公共工事の工期短縮とコスト縮減に寄与することになると思われる。

このような観点に立ち、最近発注されたダムの契約書、特記仕様書等契約図書の記述で工期・工程に影響する項目について、発注者・請負者の双方が工期・工程を守りまたは短縮することに関して考えられるリスク負担の現状などとその内容の評価検討を行なった。

2. リスクについて

(1) リスクとは

リスクとは“損失をもたらす可能性のある要因のこと”と定義される¹⁾。またリスク・マネジメントとは、損失のもたらす可能性のある要因に対処するための経営管理手法の一つである。具体的には、リスクをあらかじめ的確に把握して総合的に漏れのない対策を適用し、確実に無害化して万一の場合にも損失を最小限に食い止めるための体系的な取組みである。またリスクを処理するために支出する「リスクコスト」（人件費、保険料、保有損失、防災設備のコスト等の合計額）の効果が最大になるように、合理的に対策・処理することである。

安全を例にとると、日本では各種安全法規や設備が充実しているため、事故発生確率が低く安全をコストに換算するような考え方が低かった。このように「リスクをコストとしてとらえ、合理的に処理す

*1 土木事業総本部ダム統括部 03-3405-1153

*2 土木本部技術部門ダムグループ 03-3668-9484

る」という考え方が軽視されてきた。

(2)リスク・マネジメント

一般に「危機管理」とはインパクトの大きいリスクのみを対象にしているのに対し、「リスクマネジメント」は幅広い不測の事態を対象としている¹⁾。リスク・マネジメントの具体的な内容は以下の通りである。

①基本方針の確立

風土や社会情勢、周辺環境、企業体力などを踏まえて基本方針を決める。

②リスクの洗い出し

リスクの洗い出しは、広い視野で漏れのないように体系的に行う必要がある。事故や災害、犯罪、訴訟、諸制度の改訂、政治的・経済的変動などの社会的要因にもとづくリスクなど多種多様で多岐にわたるが、それぞれの事業の対象範囲での洗い出しが必要となる。

例えば一般に狭義のリスク・マネジメントで対象にするのが、火災、自然災害、犯罪などの負の結果しか生み出さないリスクである。それぞれの事故・災害について、目に見える人的損失、物的損失だけでなく、収入欠損、賠償責任やイメージの悪化などによる損失が生じる可能性も検討する必要がある。

また新技術の開発、環境への配慮、責任問題の追求など新たなリスクやそれまでとは形態の異なるリスクも生じるので注意を要する。

③リスク分析

リスク分析を実施するに際しての留意点は、

- ・発生する可能のあるすべての事象を網羅し、その発生確率を求める。
- ・発生する事象がもたらす影響を予測し、その予測結果を定量的に求める。
- ・算出した予測量の予測誤差を織り込むこと。

などである。

④リスク評価

リスクは、事故・災害の発生頻度と発生した場合に生じる損害の大きさの関数で評価される。人的損失や企業イメージの損失等損害の大きさをすべて金銭に換算し、これに一定期間内の発生確率を乗じて損害額の期待値として定量評価しようとする試みもなされている¹⁾。しかし、人的損失を単純に金銭換

算することは難しく、発生頻度と損害の大きさのそれぞれをいくつかの段階に分類するのが実用的である。

⑤リスクの処理

大きく2つに分類される。「リスク・コントロール」は事故・災害が発生しないようにすること、また発生してしまった場合には損害を抑えるように原因や対象を制御(コントロール)することである。

また「リスク・ファイナンス」は事故・災害が発生してしまった場合に、金銭的な面で損害を補償するものである。

3. 契約図書とリスク

(1) 検討経緯

日本ダム協会施工研究会第3部会では、平成12年度にダム工事の工期や工程に影響する事項について現場主務者を対象にアンケート調査を実施した。

その調査結果をベースに、工期や工程の延伸に影響することの多い項目について、その発生頻度や影響度の大小について数量化して評価した。また現場実務上留意すべき事項をリストアップし現場における対応を促した。その中には、例えば、無指定仮設備について「能力指定のみにして設備機械の選定は施工者に任せて欲しい」、「夏季のコンクリート温度規制についての計画・設計が現場の実態と合わない」などの指摘があった。このような現場実務に係わる事項はそのダム工事の特記仕様書及び設計図書に規定されている事柄であり、特記仕様書の規定を見直すべきであるという意見が多く聞かれた。

特記仕様書の見直しは、これまでおりにふれて言わされてきたが、実際には特記仕様書の条項の見直しについては、例えばコンクリートの温度規制の問題についても多大な技術的裏付けと詰めが必要であることから、具体的な検討課題として上がったことはなかった。

このようなことから筆者らは特記仕様書の見直しを平成13年度の課題の一つとした。現在の特記仕様書の中で、何がどのように規定されていて、発注者と請負者がどのようにリスクを分担しているかを明らかにする必要があった。またこれらの条文を見直せばその責任区分とリスクがどのように変化するかを見極めることが必要であった。

(2) リスクの洗い出しと整理

まず現在の契約約款、特記仕様書、現場説明事項の各条項に対応して想定されるリスクを洗い出すこととした。リスクの抽出と洗い出しにあたっては

様々な文献を調べ、各分野でのリスクの考え方を整理した。建設事業のリスク項目については文献4)に記述されているが、筆者らは項目分類を建設事業一般ではなく、ダム工事の計画・設計段階から運営

表-1 建設事業リスク項目分類表

段階 共通	分類(1)	分類(2)	リスク内容
	政治リスク		立法化リスク: 民活事業立法化に関するもの 政治リスク: 政権交代、政策方針の転換、議会承認 財政破綻 法令リスク: 関係法令の変更 許認可リスク: 許認可の変更、遅延 税制リスク: 新税制、税率の変更 公共支援リスク: 補助金、助成金の未獲得 予算リスク: 予算措置、発注形態、 積算リスク: 積算基準の変更、積算ミス 契約リスク: 契約形態、信用保証 資材調達リスク: 資機材の入手、価値変動 物価変動リスク: インフレ/デフレ、スライド 金利リスク: 金利の変動、固定/変動 為替リスク: 為替レートの変動 住民運動リスク: 住民反対運動、訴訟 環境問題リスク: 公害・環境問題訴訟 パートナーリスク(JV): パートナーの経営的信頼性 契約履行能力 企業信用度リスク: 企業信用度、資本力、経審評価 自然条件リスク: 気象条件、地滑り、地震 環境条件リスク: 保護動植物、環境保護 事業破綻リスク: 公共の契約不履行、 事業会社の帰責事由 その他リスク: 地震
	経済リスク		
	社会リスク		
	企業リスク		
	事業破綻リスク		
計画段階	計画リスク		測量リスク: 地形測量等のミス 調査リスク: 地質調査等の不足、ミス 計画変更・遅延リスク: 環境アセス・公聴会による契約 変更、遅れ 資金調達リスク: 目標出資金に未調達 用地取得リスク: 用地買収、取得に関するもの 設計リスク: 設計ミス等による設計変更 地元調整リスク: 用地確保、事業開始遅延等 許認可取得リスク: 必要となる許認可関連、保安林等 関連施設整備リスク: 工事用道路、アクセス道路、 エネルギーインフラ等の整備遅延等 施工能力リスク: 協力業者の施工能力、資金力 施工条件リスク: 地形、地質、周辺環境等の条件 施工時期リスク: 着工時期、施工時期のミス 施工方法リスク: 施工法のミス 建設中断リスク: 遺跡の発掘等の中断 原価リスク: 計画外の建設費用の増加、工事費の見積 不足等による工事費の増加 工事遅延リスク: 資材調達、工程管理の問題等による 工事完成の遅れ 工事仮設リスク: 仮設備、指定任意仮設の有無 完工リスク: 工事が完成しないリスク 特許リスク: 特許権、実用新案、意匠権 性能リスク: 要求仕様不適合、規格外 施設損傷リスク: 工事中の事故、火災等によるもの 自然条件リスク: 気象、自然災害等 管理リスク: 施工管理の不具合、管理業務の不備 安全度リスク: 自然、周辺条件による難易度 事故発生リスク: 労災事故、交通事故等 運営リスク: 企業体運営等の問題 環境リスク: 周辺環境の悪化、スラッシュ処理、環境規制 需要予測リスク: 水需要、機器稼働率 賃料リスク: 賃料、発電単価、水供給単価 運営コストリスク: 管理、運営、維持コスト 施設損傷リスク: 火災、災害等によるダメージ 性能リスク: 設備性能・機能の未達、 運転管理リスク: 運転・保守リスク: 必要稼働率、施設損傷によるもの 修繕費用リスク: 施設の検査、修復に係るコスト 残存価値リスク: 施設の健全性
建設段階	建設リスク		
運営管理段階	マーケットリスク		
	運営管理リスク		
	性能リスク		
	運転管理リスク		

管理段階に至るまでのリスクを想定して大幅に書き加えた。その上で建設事業全体のリスクを共通項目、計画段階、建設段階、運営管理段階に分類した。表-1にリスク分類表を示す。分類されたリスクの項目数は56項目にのぼる。

次に、契約約款、特記仕様書等、積算基準や積算の考え方に関する留意点を各項目ごとに洗い出し、また予想されるリスクを各自について記述した。一例として契約約款の規定と想定されるリスクの種類およびその内容を整理して表-2に示す。

(3) 契約図書等のリスク評価

次に、契約約款・特記仕様書・現況事項のすべての条項についてリスク評価を行った。評価にあたっては条文と想定されるリスク項目とのマトリックスを作成し、各条文ごとに関連するリスク項目について○で表示し、その中で最も関連すると思われる項目については◎で示している。また「キーワード」では、その主たる内容を示している。

リスク評価は、人、物、環境、経済などや、評価の目的、Q(品質)、C(コスト)、D(工程)、S

表-2 契約書の工期・工程に与える要因と想定されるリスクの例

種類	区分	影響項目	内容	留意点	考えられるリスク	リスクの内容	問題点
総則			第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令に遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。		・契約リスク ・完工リスク	・(乙)連帯保証及び施工能力 ・工事完成しないリスク	・工期内の早期完成についてのメリットが明確でない(報奨金etc)。また工期が遅延した場合の第45条以外についてペナルティーについても明確ではない。
工事完成債務	○	2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成とし、甲は、その請負代金を支払うものとする。		Jo=A・Npb Jo: 現場管理比率(%) Npb: 純工事費(円) A・b: 変数値 Gp=-2.57651×LOG(Cp)+31.63531 Gp: 一般管理費等率(%) Cp: 工事原価(円)	・予算リスク ・法令リスク ・施工方法リスク ・工事仮設リスク	・予算措置 ・関係法令の変更 ・施工方法の選択ミス ・任意仮設(自由裁量の範囲) ・契約履行能力、JV形態 ・経審評価点、技術力	・発注形態及び発注工区割り等によって工程遅延となりやすい。 ・施工条件や仮設の区分(指定、任意)が不明確な点が多い。
自主施工の原則	○	3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するため必要な一切の手段(施工方法等)という。以下同じ。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合、乙がその責任において定める。 4 乙は、知り得た秘密を漏らしてはならない。 5 請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面。 6 契約の履行に関し日本語。 7 契約書に定める金額の支払は日本円。 8 計量単位は、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。 9 契約書及び設計図書における期間の定めに、民法、商法を定める。 10 日本国の法令に準拠。 11 契約に係る訴訟は専属的管轄裁判所			・パートナーリスク ・企業信用度リスク		
請負契約書	○	関連工事の調整	第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。	・乙が当初に予定した施工方法工期・工程に影響を与えない範囲内の調整のこと。工期や施工法に制約をうける場合は第18、19条による。	・地元調整リスク ・許認可取得リスク ・関連施設整備リスク	・用地未取得、事業開始 ・許認可の遅れ ・工事用道路、電力設備	・関係機関との協議や調整のため工期・工程上遅れを生じた例が多い。
	○	請負代金内訳書及び工程表	第3条 乙は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。 2 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。	・承認型(A型)と提出型(B型)があるが後者である。内訳書での記載された数量、単位に拘束されなく、工事状態の進捗を把握するものである。 ・工程についても乙は全体工期内の完成の義務を負うが、工種ごとの期間内の完成義務は負わない。	・工事遅延リスク ・建設中断リスク ・環境条件リスク ・自然条件リスク	・工程管理 ・遅延等 ・保護動植物 ・地震、気象	・キーデータ、年度予算に拘束される。
		第4条 乙は、保証を付さ。履行保証保険契約の締結後、保険証券を甲に寄託。 2 契約保証金の額、請負代金額の10分の1以上。 3 契約保証金に代わる担保の提供。 4 請負代金額の変更、請負代金額の10分の1、乙は、保証の額の減額を請求。		成の業務を負うが、工種ごとの期間内の完成義務は負わない。 ・承認型(A型)は契約内容に不確定要素が多い場合は使用する。	・契約リスク ・パートナーリスク ・企業信用度リスク	・信用保証 ・契約履行能力 ・企業信用度	
権利義務の譲渡等		第5条 乙は、生ずる権利又は義務を第三者に譲渡。 2 乙は、部分払いのための確認を受けたもの工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、抵当権。			・契約リスク ・企業信用度リスク	・信用保証 ・資本力、信用度	
一括委任又は一括下請負の禁止		第6条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。			・契約リスク	・契約形態、丸投げ	・ダム工事では上請けはほとんど見当らない。
下請負人の通知		第7条 甲は、乙に対し、下請負人の商号、通知を請求。			・施工能力リスク	・協力業者の施工能力、資金力	

(安全)、E(環境)などによっても変わってくる。ここでは「キーワード」に示されたリスクの内容について、質(重大性の評価、4段階)、量(影響規模の大きさ、5段階)、確率(発生の確率、5段階)の3つの観点により評価し、スコアリング法により重み付け評価をおこなった。

この評価は第三部会の部員6名で行い、評価者自身が感じる発注者と受注者のリスク負担割合と点数を記入した。評価は人の問題意識により異なり、また発注者サイドから評価すれば別のリスク負担割合になることが多いと思われるが、まずリスク負担の現状を数量化して把握するために、受注者の独善のそしりを甘受してあえて試算し評価を試みた。しかし、評価の結果は必ずしも常識から大きく逸脱したものではなく、一般的に首肯できる評価になっていると思われる。

この理由はダム工事が、地形・地質などの様々な自然条件を克服しながら、工事を進めていくものであり、その工事の成否が受注者のもつ施工技術や蓄積された経験やノウハウを駆使したマネジメント技術によって大きく影響されるものであるからである。このため発注者、受注者とも、それ相応のリスクを負担しながら一体となってつくるものといった感覚が根強く残っている。

表-3～5の右側の「リスク評価」および「分担区分」はそのような受注者サイドから見た評価点である。分担区分については契約約款の中で発注者側の責任で実施することが多いことが示されている。しかしこれは発注者側の責任において実施されるべきことが、従来受注者側の表に出ない協力により成り立っていることを示している。

この評価は現実のダム工事の契約約款等に基づく甲乙のリスク分担の実態に照らしてほぼ妥当な結果になっているものと思われる。右端の「キーワード」は評価する際のポイントとなる項目について記述している。なお、メッシュの行の項目はリスク評価点の特に大きい項目である。

(4) リスク評価傾向

前述のとおり、リスク評価点については評価者6人の平均としたがバラツキは少なく、リスク評価の平均点の最大値は64点(100点満点)である。リスク

評価点の平均点は現場説明事項が最も高く、特記仕様書が最も低くなっている。また、リスク分担については甲乙の比率はほぼ50:50になっている。(表-6参照)

表-6 契約図書別のリスク評価点

区分	項目数	リスク評価点の平均	発注者のリスク分担	請負者のリスク分担
契約書	56(13)	24.5	702.6(51.2%)	669.4(48.8%)
特記仕様書	53(10)	20.5	526.9(48.5%)	560.1(51.5%)
現説事項	17(7)	31.9	260.8(48.1%)	281.2(51.9%)

注1)カッコ内は評価点が30点以上の数

次に契約約款の評価傾向について、発注者と受注者リスク分布の概念図を図-1に示す。双方ともにリスクの大きい項目は、条件変更、工事の中止である。また共に小さい項目は、請負代金変更方法、賃金物価の変動、第3者損害である。同様に、特記仕様書では、骨材、コンクリートの打ち込みが双方のリスクが大きい項目となっている。また影響項目について比較して見ると建設段階が圧倒的に多くなっている。

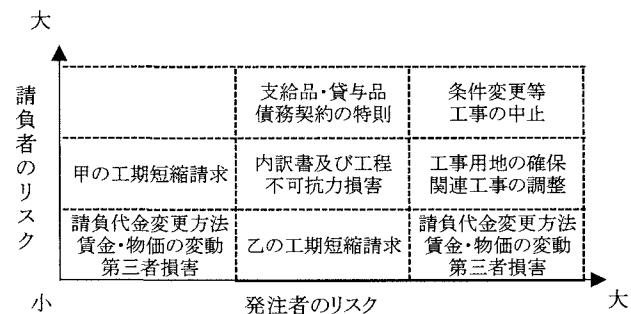


図-1 契約者のリスク分担区分

(5) 今後の検討課題について

リスク評価点が30点以上で工期に関する影響があると判断される項目(●及び▲)のうち9項目に絞り込んで、工期・工程に関わる項目について、約款の逐次解説をもとにして問題点と検討事項の形で整理検討中である。

この一連の検討作業の中で特に感じられたことは、公共工事における歴史的背景でもある発注者を中心とした契約の片務性の問題と、”信頼に満ちた良好な関係”を基本とする契約形態である。特に後者は”一括総価請負契約”を基本として、”契約総

表-3 契約書のリスク評価（総括表）

卷之三

注2：リスク評価（ $d = a \times b \times c$ ）
 $a: 1 \sim 4$ 段階

表-4 特記仕様書のリスク評価（総括表）

影響有二

王2、「ノク評価点(△△△△△)

表-5 現場説明事項リスト評価（総括表）

影響有：
若干影帶有：

五、リスク評価点($d = a \times b \times c$)

額”と”完成期日”以外に拘束するものがないという独自の形態を形づくっている。

これらに対する議論は多々あると思われるが、従来公共事業を進める上において非常にうまく機能してきた点であり、クレームや紛争が極めて少ない公共事業の進め方の日本のシステムが出来上がっている。

特にダム工事の場合は準備段階での用地取得から調査・設計まで期間が長く20～30年を要しているダムも多い。実際の工事の公告から入札、発注までは1～2年と短くなってしまっており、工事の入札段階における受注者の検討期間が公示から入札まで2～3ヶ月と短いものになっている。

本来ダム工事では対象工種が多くあることから、契約・積算段階での検討項目は一般的な土木工事に比べて多く、現状での公告から入札までの期間では十分カバーしきれるものではない。これは海外での入札時の準備期間が1年以上となっていることからも明らかである。

その理由は先にも述べたように公共工事の進め方において官主導の日本のシステムがうまく機能してきたことにある。このため今回検討した契約図書等の基本的な内容においてもこのシステムに沿った流れとなっている。

今後発注者と受注者の双方がコストダウンをさらに検討していくにあたっては発注者、受注者双方が契約約款や特記仕様書の規定の見直しを行うとともにリスク分担を明確にし、甲乙対等な契約条件の確立を目指して、十分に時間をかけ各分野の専門家の意見を積み重ねた上で検討が必要になると思われる。

またダム工事へのCM方式の導入が検討されているがこのことに関してもリスク分担の検討は大切であろう。リスクについては昨今の様々な部所での解析・検討が試みられており、今後の大きいなる研究・検討課題である。

4. おわりに

工期・工程に関する契約書、特記仕様書等の検

討を行ったが、この検討作業により、今まで読み流していた契約約款や特記仕様書等の各条項の考え方や背景が非常によく整合したものであり、リスク管理が体系的に考えられていることがよく理解できた。通常はわれわれが目を通して、あまり気にせず読み進んでしまう各条文の中に込められた意味を今回初めて知った思いだった。特に契約書に関してはふだん我々技術屋からすればなじみのうすい条文の考え方や意味する背景などを、”公共工事標準請負契約約款の解説”を参考にしながら、現状の契約書等の各項目について調査票の形でその内容、留意点、考えられるリスク、問題点等について抽出していった。又いろいろ議論はあると思われるが評価基準を作成しリスク評価を行い、発注者、請負者のリスク分担について検討を加えた。またこれらの項目の共通しているものについてとりまとめた。

最後に資料提供にご協力をいただいたダム工事現場の各位と共同して検討作業を進めていただいた関係者各位にお礼申しあげます。

【参考文献】

- 1) 後藤多美子：構造物のリスクマネジメント、土と基礎、Vol.47、No.1、pp.11～14、1991.1
- 2) 草柳俊二：21世紀型建設産業の理論と実践、山海堂、2001
- 3) 小沢道一：激動期の建設業、大成出版社、2001
- 4) (社)日本プロジェクト産業協議会：次世代民活(PFI)事業に関する報告書、1999.12
- 5) (財)日本ダム協会 施工技術研究会第3部会：発注方式、契約内容など工期に影響を及ぼす要因に関する調査検討結果報告書(案)、2000.3
- 6) (社)日本ダム協会 施工技術研究会第3部会第3班：工期・工程に関する契約書、特記仕様書、現況事項等の中間検討報告(案)、2001.6
- 7) 建設業法研究会編：公共工事標準請負契約約款の解説、大成出版社、1995.6

RISK SHARING ON DAM CONSTRUCTION PROJECTS

By Hiroshi TAKAHASHI and Makoto Yakata

Analysis on the contract documents including technical specifications was from the viewpoint of private position for the purpose of achieving cost-efficient dam construction. First, problems and risks were picked up from the present clauses of contracts, specifications, and on-site explanations. Then, risk evaluation was examined on each clause considering the share between the owner and the contractor. Consequently, it was found out that the owner and the contractor approximately share the risks evenly and both sides should pay attention to risky clauses such as condition change and work suspension on the contracts and aggregates and concrete work on the specifications.